

令和4年度 消費生活相談員（会計年度任用職員）募集要項

太田市では、消費生活相談員として勤務していただける方を募集します。

- 1 募集人員 1名
- 2 勤務場所 太田市消費生活センター（太田市浜町2番35号 太田市役所2階）
- 3 任用期間 雇上げ日から令和5年3月31日
- 4 勤務内容 消費生活に関する相談業務および苦情の処理
消費生活に関する出前講座等の講師、消費者啓発業務
その他、消費者行政に関すること
- 5 勤務条件 勤務日数 週5日（土・日・祝日・年末年始を除く）
勤務時間 午前9時～午後5時（休憩1時間）1日7時間
報酬等 月額191,930円（ほかに期末手当、通勤手当）
雇用保険、社会保険、公務災害（労災）保障あり
- 6 応募資格 次のいずれかの資格を有する者、かつ普通自動車運転免許証を有し、パソコンの基本操作ができる者
(1) 消費生活相談員（国家資格）
(2) 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター認定資格）
(3) 消費生活アドバイザー（財団法人日本産業協会認定資格）
(4) 消費生活コンサルタント（財団法人日本消費者協会認定資格）
- 7 応募方法及び選考方法
履歴書（写真添付）と資格者証の写しを添えて、下記問合せ先へ直接提出、または郵送。書類選考及び面接により採用者を決定。
- 8 応募期間 随時
- 9 問合せ先 太田市消費生活センター 電話 0276-30-2228（直通）